

# 宜野湾市災害見舞金品等給付制度

## 1. 目的

風雨等による自然的災害その他火災により災害を受けた者に対し、災害見舞金品等を給付し、応急的に援助を行い、災害を受けた者の復興の一助をなすことを目的としております。

## 2. 給付の種類

災害見舞金 死亡弔慰金 災害見舞品

| 区分              | 項目           | 程度       | 額        | 方法                  |
|-----------------|--------------|----------|----------|---------------------|
| 災害見舞金           | 家屋の全焼、全壊     |          | 50,000 円 | 1世帯3人以上             |
|                 |              |          | 30,000 円 | 〃 2人以下              |
|                 | 家屋の半焼、半壊     |          | 25,000 円 | 1世帯3人以上             |
|                 |              |          | 15,000 円 | 〃 2人以下              |
| 床上浸水            |              | 10,000 円 | 1世帯      |                     |
| 死亡弔慰金           | 災害等により死亡した場合 |          | 30,000 円 | 死亡した者1人につき          |
| その他市長が必要と認めしたもの |              |          |          | 炊出し、その他による食品の支給、その他 |

災害見舞金品等の給付を受けようとする者は、その事実のあった日から30日以内に災害見舞金品等受給申請書に事実を証する書類を添え、申請してください。30日以内に申請が出来なかった場合は、市総務課へご相談下さい。

## 3. 給付の対象

- (1) 宜野湾市に現に居住している者の家屋が上記表の災害等を受けた場合。
- (2) 宜野湾市に居住している者で宜野湾市内において発生した災害等により死亡した場合。
- (3) 給付を受けることのできる者が死亡しているときは、その者の遺族に対して給付するものとします。

## 4. 遺族の範囲

・給付を受けることのできる遺族の範囲は、次のとおりです。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、その者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事業にあった者を含む。以下同じ。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

・給付を受けることのできる遺族の順位は、次のとおりです。

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。